

うるま市立図書館協議会

○図書館法

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。
この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○うるま市立図書館設置条例

(図書館協議会)

第3条 図書館法第16条の規定により、図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 協議会の委員の定数は10人以内とし、その任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○うるま市立図書館管理運営規則

第6章 うるま市立図書館協議会

(会長及び副会長)

第22条 うるま市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の内から互選する。

(会議)

第23条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。ただし、委員の3分の1以上の請求がある場合は臨時に召集することができる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第24条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第25条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

1. 委員名簿（期間 自：令和6年2月1日～至：令和8年1月31日）

	役 職	氏 名	所 属
1	会 長	天願 綾子	ボランティア すだち
2	副会長	名城 邦孝	沖縄国際大学 准教授
3	委 員	大庭 真由美	与那城小学校 校長
4	委 員	仲地 一	むぎの子保育園 園長
5	委 員	比屋根 美由紀	うるま市PTA連合会
6	委 員	森根 隆	屋慶名自治会 会長
7	委 員	吉元 真嗣	うるま市商工会
8	委 員	西平 守	元うるま市立図書館職員

2. うるま市立図書館協議会開催内容

<第1回図書館協議会>

日 時：令和6年2月19日（月） 午後2時～

場 所：うるま市中央図書館 2階 会議室

内 容：1. うるま市立図書館協議会委嘱状交付式

2. 令和5年度第1回うるま市立図書館協議会

（1）役員選出

（2）うるま市立図書館基本運営方針について

（3）うるま市立図書館利用状況について

（4）その他